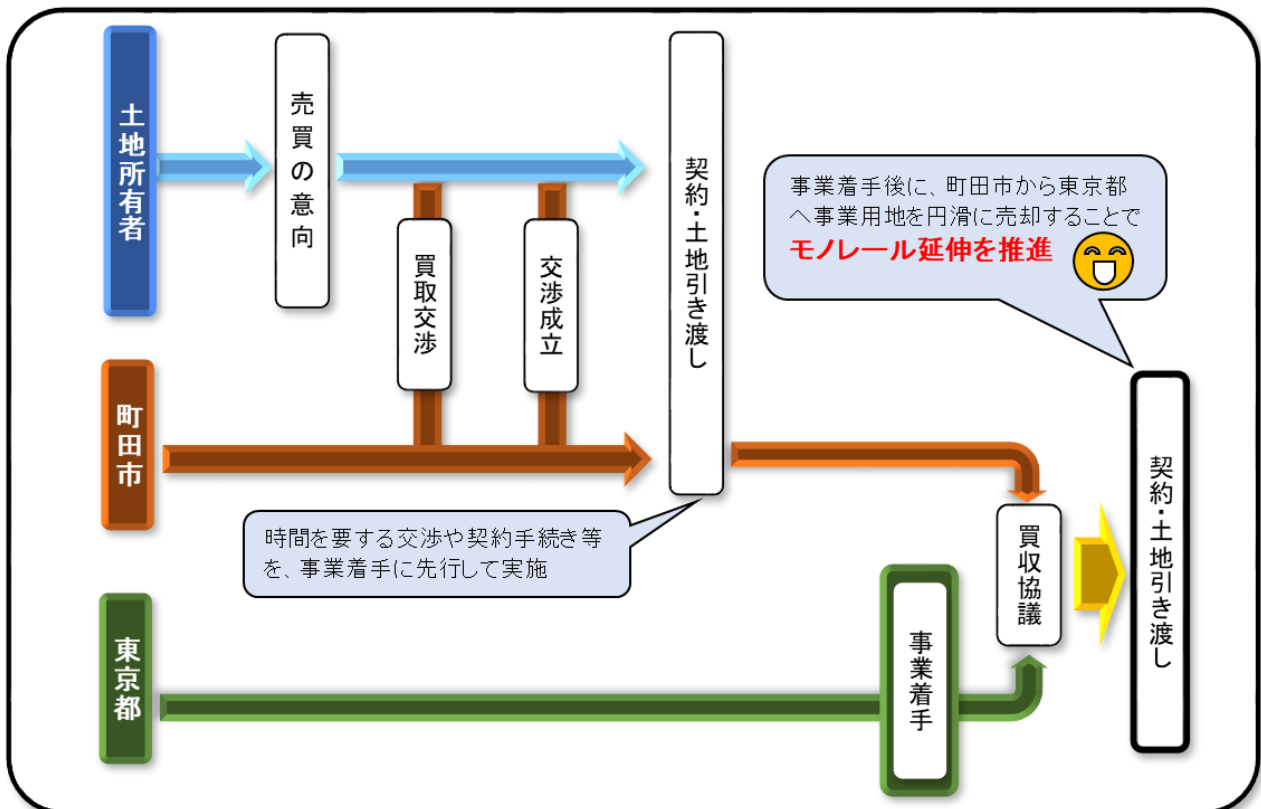


多摩都市モノレール町田方面延伸加速化プロジェクトの概要

目的

多摩都市モノレールの導入空間となる町田都市計画道路3・3・36号の東京都事業未着手区間（東京都立町田高等学校付近から芹ヶ谷公園付近）において、事業用地を町田市が先行取得することで、多摩都市モノレール町田方面延伸の早期実現を目指すものです。

用地取得の流れ

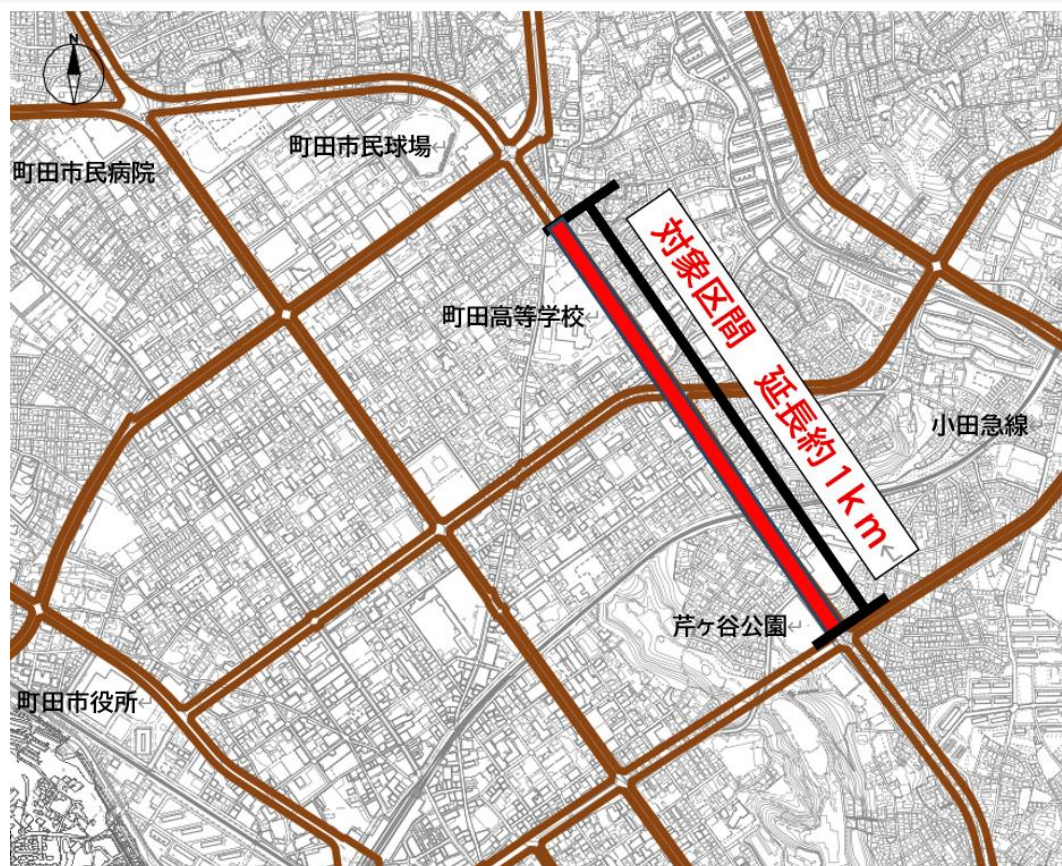


事業期間

事業期間 東京都による対象区間の事業着手まで

先行取得する用地

町田都市計画道路3・3・36号のうち、対象区間の東京都立町田高等学校付近から芹ヶ谷公園付近までに存する土地



買収の条件

- 上記の対象区間の都市計画道路用地が含まれる土地
 - 契約時にさら地であるか、建物・工作物等が存在する場合は権利放棄が行われていること
- ※買収の対象となる面積が100㎡以上の場合は、所定の手続きを行うことで1,500万円の税制控除が適用可能となります。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

連絡先

町田市都市づくり部都市政策課モノレールまちづくり推進室
住 所 東京都町田市森野2-2-22
TEL 042-724-4077